

最終提言 (素案021028版) に関する委員からのご意見 (11/11 受取まで)

頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所 属		
				委員会	部会	WG
1		<コメント> 提案 Key word一覧を作る 便利+用語 (表現) の統一 表現と文体などの統一 法律的なチェック	谷田	委	淀	水位
2		<コメント> 全体について この「新たな河川整備をめざして」の提言のなかで、琵琶湖部会にかかわる提言の内容は、琵琶湖を含めた河川整備の提言はほとんどなく、まるで琵琶湖の総合保全にかかわる提言となってしまうている。もしそうであるならば、既に「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書」「マザーレイク21計画」等によって琵琶湖の総合保全にかかわる詳細な提言がなされている。	小林		琵琶湖	
3		<コメント> 全体について 1. 河川環境の悪化が、川に対する住民の関与意識の薄れと強く関連していることについての認識が弱いです。そのため、「河川環境の回復」と「住民と河川との関係の回復」とが別々に議論されてしまっており、河川環境の回復がいわゆる河川管理者や一部の住民だけのものになってしまうことを懸念します。具体的にはいくつかの箇所改善案を出しますが、まだ不十分に感じています。 2. 利水については、水資源開発のあり方についてのメッセージが弱いと感じました。大規模な開発に伴って小規模な水源が見放されている現状への危機意識とそれらの再開発、すなわち負担の一極集中 (スケールメリット・効率重視) から分散 (トータルメリット重視) への変革を強く打ち出すべきではないでしょうか。 3. 河川利用については、多くの部分が<人工> vs <自然>、<善> vs <悪> といった抽象論で議論されているため、現実的な解決に結びつきにくいと感じました。現在の利用の問題点の根本原因に立ち返り、現実的に即した対策が必要であると思います。	村上		琵琶湖	水位一般
4		<コメント> 「緒言」20行目の、「川や湖の環境保全と回復を重視した河川整備」を受けて、環境あつての治水、利水の意味からも、素案全体の構成を、環境・治水・利水の順に変更していただきたいと考えます。	有馬		淀	
5		<コメント> A. 「新たな河川整備をめざして」-淀川水系流域委員会提言-と B. 「住民意見の聴取・反映に関する提言」がそれぞれ独立した提言であるなら、A. の末尾4-7「住民参加のあり方」は全文削除して、「住民参加のあり方についてはB. の提言でまとめた」と別記した方がよいのではないかと。((B. の1. 基本理念の一部と2. 住民と行政の協働による河川整備・管理のあり方の全文はA. の末尾4-7の文章と同じものである。)) もしA. が主でB. が従のものであるならば、B. の1.2の全文を削除して「3 淀川河川整備計画策の推進にあたって、河川管理者が行うべき施策」から末尾までを提言とし、A. の4-7「住民参加のあり方」の方にB. の基本理念の部分を追加しておけばよいのではないかと。 (同じ文章が二つの提言に長々とあるのはどうか。どちらかにまとめて、それぞれ独立の文章にしたい。)	尾藤	委		一般

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所属		
					委員会	部会	WG
目次							
6			4 - 6 <u>水質管理のあり方</u> 4 - 6 <u>7</u> <u>ダム</u> のあり方 4 - 7 <u>8</u> <u>住民参加</u> のあり方	寺川	委	琵琶	水需 ダム
提言作成にあたって							
< 淀川水系流域委員会の目的と特徴 >							
7			<u>学識経験者から意見を聴く場</u> <コメント> <u>学識経験者だけではない</u>	谷田	委	淀	水位
緒言：川づくりの理念の変革 - 淀川水系が持つ多様な価値の復活に向けて -							
8		11	その結果、水質は悪化し、また生物の生育、 <u>の棲息環境は著しく劣化し、</u> <コメント> <u>生息環境を生育を含む包括的な概念と捉える</u>	田中 (哲)		猪	水位
9		18	河川整備においては、 <u>環境、治水、利水、環境</u> を総合的に考えるべきことは言うまでもないが、	有馬		淀	
10		下から 9行目	「治水・利水を中心とした <u>狭域的・短期的な効率重視の河川整備</u> 」を「川や湖の環境保全と回復を重視した <u>流域全体で対応する中長期的な河川整備</u> 」へと転換して <u>すると同時に、川や湖の環境保全と回復をすみやかに進めて行く</u> ことが必要である。 <コメント> 「治水・利水」「環境」という単純な方策ではなく、(1)治水・利水だけを考へても長期的戦略の欠如が現在の危機的状態を招いているということへの反省と改善 (2)悪化した環境の速やかな回復の両方立てて対応することが必要だと思ひます。	村上		琵琶	水位 一般
11		下から 8行目	「川や湖の環境と生物群集保全と回復を重視した河川整備」へ転換して行くことが必要である。 <コメント> <u>生態系</u>	谷田	委	淀	水位
12		下から 3行目	河川管理者はこの提言を尊重して、 <u>中長期の河川整備計画の原案を作成し、</u>	和田		淀	水質
13		下から 3行目	河川管理者はこの提言を尊重もとにして河川整備計画の原案を作成し、さらに、その原案に対する流域委員会および地域住民や関係者の意見を反映させた河川整備計画を作成されるよう希望するものである。 <u>すること。</u> <コメント> 当初、河川管理者からかかれたものはするし、かかれなかった事はしないと明言されており、尊重や希望の話ではない。この提言どおりしてもらっただけの話です。	本多		猪	ダム
14		最終行	さらに、その原案に対する流域委員会および地域住民や関係者の意見を反映させた河川整備計画を作成されるよう希望する <u>強く要望する</u> ものである。	畚野		猪	一般
1 淀川流域の特性							
1 - 1 流域の概要							
15	p.1-1	3	湖面積680km ² <u>670.29km²(または674km²)、</u> <コメント> 平成11年現在の琵琶湖の面積は国土地理院によると670.29km ² だが、面積は埋め立て等で年により変化するため、行政的に674km ² を採用することもある。674km ² は、昭和30-36年にかけて実測した1万分の1の湖沼図から、それ以降に埋め立てられたり、干拓された面積を差し引いた値	西野		琵琶	水位

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所属		
					委員会	部会	WG
16	p.1-1	12	淀川流域を気象学的観点から分類すると、雨量の少ない瀬戸内海気候区に属する下流部、台風による雨量の多い太平洋型気候の木津川上流部、降水量の多い日本海型気候区の琵琶湖北部、前線性雨量の多い桂川上流部および猪名川上流部の4区域に分けられる。 <コメント> ダブリ日本語の問題。 (改定意見)気象学的観点から、A,B and C・・・に分けられる(orに分類できる)。	田中(哲)		猪	水位
17	p.1-1	13	木津川上流部 <コメント> 木津川上流部は紀伊半島	谷田	委	淀	水位
18	p.1-1	18	河状-流況係数は122である。	谷田	委	淀	水位
1 - 2 琵琶湖流域の特性							
19	p.1-1		<コメント> 1 - 2 琵琶湖流域の特性のなかには、河川に関する記述がほとんどなく、琵琶湖の特性に重点がおかれてしまっている。	小林		琵琶	
20	p.1-1	下から8行目	琵琶湖は、古琵琶湖から数えて数百万年、現在の琵琶湖が形成されてから数十万年の歴史を有する天然の古代湖であり、 <コメント> 後の文章の中に、数百万年という用語と数十万年という用語の両方がでてくるため、最初に2つの数字を入れた方がよい	西野		琵琶	水位
21	p.1-1	下から7行目	琵琶湖は天然の古代湖であり、その流域は、河川・湖沼・内湖・水路・地下水が一体となって水と関わりの深い地域を形成し、総体として自然的にも文化的にもわが国のかけがえのない貴重な財産でありつづけてきたある。 <コメント> 見放してはいけません。	田中(哲)		猪	水位
22	p.1-1	下から2行目	水質面での負荷が増大し、 <コメント> 生態系への負荷のほうがもっと大きい 水位管理と一体	谷田	委	淀	水位
23	p.1-1	下から2行目	水質面での負荷が増大し、 <u>の増大と沿岸生態系の破壊がすすみ、自然環境や伝統産業などに大きな悪影響を与えている。</u>	村上		琵琶	水位一般
24	p.1-2	最終行	<コメント> 1 - 2の最後に、「また、 <u>県内の400以上ある河川のほとんどが琵琶湖に流入し、<u>流域の約96%をその集水域としてもっている。</u></u> 」程度の記述は挿入すべきである。	小林		琵琶	
<気候・地勢的特性>							
25	p.1-2	5	その流域は太平洋気候区と日本海気候区にまたがり、気候特性が多様である。北部の冬の降雪や膨大な貯水量の湖の水量・水収支、水質の変動は、淀川水系の流況および水質に大きな影響を与え、また、洪水の調節機能などにより淀川の流量の安定化に寄与している。流域には多数の扇状地と流入河川の天井川が存在している。また、琵琶湖に流入する河川は、下流に土砂を堆積しやすい特性があることから天井川、尻無川を形成している場合が多く、河口部には規模の大きな三角州も存在している。	小林		琵琶	
<環境的特性>							
26	p.1-2	7	琵琶湖には、 <u>ホンモロコ、ニゴロブナなどの魚やカワニナなどの巻貝を中心に、60種以上の固有種が存在している。</u> <コメント> ビワコオオナマス、ゲンゴロウブナのほうが進化史的意義が大きい	谷田	委	淀	水位

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所属		
					委員会	部会	WG
27	p.1-2	7	琵琶湖には、ホンモロコ、ニゴロブナなどの魚やビワカワニナ亜属などの巻貝を中心に、約60種以上の固有種が存在生息している。それは、数百万年にわたるきわめて長い歴史をもち、 <コメント> 2002年現在、琵琶湖水系で記載されている琵琶湖水系固有種は59種(亜種、変種を含む)。分布を琵琶湖に限ると57種で、琵琶湖水系固有種であるナンゴウカワニナは瀬田川、ナカセコカワニナは宇治川に生息する。 現存する最も古い固有種のひとつであるビワコオオナマズの化石は約400万年前の古琵琶湖層から出土するので、数十万年前より数百万年前のほうが表現としては正しい	西野		琵琶	水位
28	p.1-2	9	また内湖など湖と陸地との間に変化に富んだ移行帯が発達し、	田中(哲)		猪	水位
29	p.1-2	9	かつ流入河川と一体になった多様な棲息生息場所があって、 <コメント> わざわざ難しい言葉を使わない方が	田中(哲)		猪	水位
30	p.1-2	10	また内湖など湖と陸地との変化に富んだ移行帯が発達し、かつ流入河川と一体になった多様な棲息場所があって、強力多様な生態系機能を有するがそれを支えてきたからであり、またそれが多様で強力な生態系機能をつくりあげてきた。さらにこれらの生態系が生物の多様な生息場所を生み出してきた。 <コメント> 生息場所も、生息場所を含む生態系の構造も機能もお互いに相互に関係しながら作り上げられているという意味で、素案と内容は同じです。素案は含蓄に富む表現なので私は好きですが、一般的には理解するのが難しいのではないかと考えました。	川端		琵琶	
31	p.1-2	11	<コメント> 環境特性の最後の行に、「また、滋賀県の大河川には樹齢100年を越える大径木のムクノキ、ケヤキ、エノキ、ナラガシワ、コナラなどの落葉樹や常緑樹のタブノキ、ヤブニッケイ、シロダモ、アラカシなどが優占する河畔林が発達している。この大規模な河畔林は、生態系の多様な構造と機能を有すると同時に、生きた構築材として樹木の寿命である100年単位の保証が約束される自然護岸を形成している。」を加えるべきである。	小林		琵琶	
32	p.1-2	11	<環境的特性>の最終行に挿入 流入河川の中下流の河畔林は、平野部に残された貴重な樹林帯であり、かつその連続性によって生物の生息空間や移動経路としての機能を果たしている。 <コメント> 部会ではあまり議論されていませんが、滋賀県の自然環境要素として重要なものです。犬上川の河川改修でも大きな議論になっています。	村上		琵琶	水位一般
<社会・産業的特性>							
33	p.1-2	21	近畿圏の近代化(都市化・工業化)による水需要に対応した1971~1997の琵琶湖総合開発法1972年~1997年の琵琶湖総合開発特別措置法による事業など、いわゆる”近畿の水がめ”として、流域全体の発展に重要な役割を果たしている。	嘉田	委	琵琶	一般
34	p.1-2	24	<コメント> 社会・産業的特性の最後に、「昔は、河畔林にモウソウチク、ハチク、マダケなどのタケ類を植栽して自然護岸をさらに強固にさせたり、また竹材はさまざまな道具や器具、漁具、建築用材などに利用し、筍は貴重な食材としていた。一方、河川では四つ手網漁、セキ四つ手網漁、カッター築漁、チョウチン築漁など、独特な漁法による漁業が行われていた。」この程度は入れないと、河川の記載がぬけてしまうことになる。	小林		琵琶	
35	p.1-2	下から12行目	湖面では、釣りなどの遊びや観光、ウインドサーフィン、湖上遊覧など、多様な利用形態が存在され、人々の生活に潤いをもたらす貴重な水辺空間を提供している。	田中(哲)		猪	水位
1 - 3 淀川流域の特性							
<地勢的特性>							
36	p.1-2	下から5行目	川にまつわる豊かな文化が豊かに存在している育まれてきた。	田中(哲)		猪	水位

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
37	p.1-3	6	新規ダムとして、川上ダム、大戸川ダムの計画がある。 <コメント> 川上ダム：建設中、大戸川ダム：計画中	谷田	委	淀	水位
<環境的特性>							
38	p.1-3	9	木津川は、砂河川としての水質浄化機能が高いものの、上流での土地開発による <u>が</u> 進み汚濁負荷が高い。	谷田	委	淀	水位
39	p.1-3	11	広大な河道内遊水池 <コメント> 上野のことですね	谷田	委	淀	水位
40	p.1-3	11	瀬田川・宇治川には琵琶湖水系固有種であるナンゴウカワニナ、ナカセコカワニナが棲息できる自然環境があり、	西野		琵琶	水位
41	p.1-3	12	ナカセコカワニナが <u>の</u> 棲息できる自然環境 <u>地</u> があり、	谷田	委	淀	水位
42	p.1-3	9	木津川は、砂河川としての水質浄化機能が高いものの、上流での土地開発による汚濁負荷が高い。 <コメント> ただ、木津川にも自然環境が残っているのが特性ではないか。	谷田	委	淀	水位
43	p.1-3	14	また、宇治川と同様に、京都府・京都市の下水が大量に流入して、汚濁の一因となっている。一方でアユモドキが <u>も</u> 生息できる環境もある。 <u>している。</u>	谷田	委	淀	水位
44	p.1-3	14	桂川には、河川の連続性を阻害する多数の堰が存在している。 <u>5世紀に築造された嵐山の一の井堰をはじめ多数の歴史的な堰が存在しているが、魚類の遡上が可能で低落差の堰はかえって河川流に変化を与え淵や瀬を造り、棲息環境をより豊かにする場合がある。多様な生物が生存する自然味豊かな河川での長年月の井堰利用の歴史はそれを物語るものであり、人と河川が織りなす河川の原風景の一つともなっている。一方、落差の大きい堰は河川の連続性を阻害することになる。また、桂川には 宇治川と同様に、</u>	畑		猪	
45	p.1-3	20	三川合流点上流にあった巨椋池は、 <u>また50年ほど前までは、三川合流点上流にあった巨椋池が遊水池として機能していた。</u>	田中(哲)		猪	水位
46	p.1-3	21	また50年ほど前までは、三川合流点上流にあった巨椋池が遊水池として機能していたが、 <u>干拓によりミナミトミヨなどの固有種とともに失われてしまった。</u>	谷田	委	淀	水位
<社会・産業的特性>							
47	p.1-4	2	桂川には多数の農業用水を取水するための多数の井堰があり、	西野		琵琶	水位
1 - 4 猪名川流域の特性							
48	p.1-4	9	猪名川流域には川と人との関わりの長い歴史がある。 <u>川と人が関わって 川にまつわる、文化・産業を育み、</u>	畑		猪	
<地勢的特性>							
49	p.1-4	15	上流は山地・丘陵地で、 <u>複数の水源を擁する。の水源地帯である。</u>	畑		猪	
<環境的特性>							
50	p.1-4	19	上流域 <u>の</u> 中心部に一庫ダムが建設され、	畑		猪	

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所属		
					委員会	部会	WG
2 河川整備の現状と課題							
2 - 1 治水の現状と課題							
51	p.2-1	10	堤防を連続的なものとしたため、多くの河道外 遊水池が失われ、河川改修が進む	谷田	委	淀	水位
2 - 2 利水の現状と課題							
52	p.2-2	15,16	81年間に7回の 湯水 湯水被害 or 湯水災害 が発生している。	畑		猪	
53	p.2-2	18	不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により開発するという方式がとられているが、この方法では際限なく水資源開発が繰り返されてしまう。しかも需要予測が利用実績に比べて過大であるとの批判がある。 <コメント> やり方自体の問題(手順)と、需要予測の過大見積り(技術)の問題は分けたほうがよいと思います。	村上		琵琶	水位一般
54	p.2-2	19	需要予測が利用実績に比べて過大であるとの批判がある。	寺川	委	琵琶	水需ダム
55	p.2-2	19	需要予測が利用実績に比べて過大であるとの、再検討すべき有力な批判がある。	田中(哲)		猪	水位
56	p.2-2	22	水資源開発の進展により、湯水の頻度は減少するとともに高くはなっているが、給水制限なども少なくなったが、 <コメント> 2-2頁、16行の湯水頻発化の傾向と矛盾するので	川端		琵琶	
57	p.2-2	25	一方で、地球規模での気候変動に伴う降雨変動や、既存のダムの堆砂などにより、流域全体の水供給能力の減少が懸念されるほか、 <コメント> 気候変動とダムの堆砂では予測の確実性が大きく異なります。	村上		琵琶	水位一般
58	p.2-2	26	農産物の形で輸入されている外国の水の問題など、国際レベルでの水収支等の課題も指摘されている。多量の海外水資源に頼っている問題があり、一層の国内水資源の有効利用が求められる。	畑		猪	
59	p.2-2	30	農業用水 ダム貯水などにより、平常時に流水が少なくなる川や、 <コメント> 基準点流量を確保するという条件下で、水資源開発利用がなされるのが基本であるが、限度を超えた水利用による流水不足、瀬切れの発生は都市用水等、後発の水利用と関連して起こってくることも多い。	畑		猪	
60	p.2-2	下から8行目	一方で、地球規模での気候変動に伴う降雨変動や、既存のダムの堆砂などにより、流域全体の水供給能力の減少が懸念されるほか、農産物の形で輸入されている外国の水の問題など、国際レベルでの水収支等の課題も指摘されている。	畚野		猪	一般
<琵琶湖流域>							
61	p.2-2	下から2行目	農法の変化に伴う農業排水・濁水の影響も問題になっており、 <コメント> 「農法」？農業水利システム(案)	谷田	委	淀	水位
62	p.2-3	2	琵琶湖の水質が改善されないことも、ことも、また明らかになってきている。つまり琵琶湖周辺では、昭和30年代までは、小さな地域社会内部で上水を内部供給し、し尿や家庭排水も、栄養分として(養い水)循環的に使い回す「近い水」の再利用システムが生きており、それが結果的に下流での琵琶湖の清浄さと生態系の健全さを保っていた。しかし昭和40年代以降の水資源開発と都市化の進展により、栄養分は排水として下流に流し去って琵琶湖を汚染し、同時に増大した水需要を琵琶湖からの逆水によって賄うという「遠い水」が出現し、人間社会から琵琶湖への相反する二重の要求をつきつけるシステムとなってしまった。 また、下流府県の水需要の増大に対処するために	嘉田	委	琵琶	一般

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所 属		
				委員会	部会	WG	
63	p.2-3	3	また、下流府県の水需要の増大に対処するために、水資源開発を主目的とした琵琶湖総合開発事業が進み、新たな水利権を生んだが、その根拠となった水需要予測にはさまざまな問題がある。水需要予測は利用実績に対して過大である。 <コメント> 具体的に書いたほうが対策がわかりやすくよいと思います。もし過大であること以外にも問題があるのであり、それが列挙できる程度なら列挙したほうがよいと思います。	村上		琵琶湖	水位一般
64	p.2-3	4	その根拠となった水需要予測にはさまざまな問題がある 一方、琵琶湖総合開発に伴う夏期の水位制限は、治水安全度を向上させた反面、秋～冬季の水位低下の頻発を招いている。	谷田	委	淀	水位
< 淀川流域 >							
65	p.2-3	8	木津川では都市化の進展、ダム群による水質悪化、農業・畜産排水などによる水質汚濁、	谷田	委	淀	水位
66	p.2-3	10	桂川では 開発地からの雨水排水、農業排水、下水処理水による水質汚濁の問題が顕著となっている。	畑		猪	
67	p.2-3	11	淀川本川では、下水処理 水の排水口と上水の 取水口が隣接しており、	谷田	委	淀	水位
68	p.2-3	13	本川に流れ込む中小河川の汚濁による水質低下が問題となっている。寝屋川、神崎川などの派川では、河川の浄化用水として淀川への供給要望が強い。また新淀川の環境改善のためへの供給要望も出されている。	村上		琵琶湖	水位一般
2 - 3 河川利用の現状と課題							
69	p.2-3	下から 8行目	とくに最近では、社会的要請に応じたものとはいえ、堤内地に整備されるべきグランドやゴルフ場 等が河川空間に設けられたことにより、高水敷は多くの人工構造物で覆われ、これらが河川の自然環境 に悪影響を及ぼし、川と人との関わりを希薄なものとしている例も少なくない。の分断、縮小、点在化が生じている。 <コメント> 河川利用や高水敷利用についての記述全体において<人間> vs <自然> や <善> vs <悪> の二項対立で書かれており、実質的な問題解決への力が弱いと感じます。 この場面では、どう自然環境に悪影響を与えているのかを具体的に示し、後で実現可能な方策を述べたほうがよいと思います。	村上		琵琶湖	水位一般
70	p.2-3	下から 8行目	堤内地（住地域）に整備されるべきグランド等が河川空間に設けられたことにより、	和田		淀	水質
71	p.2-3	下から 3行目	河川敷の不法占有・占拠、ゴミの不法投棄といったマナーの悪化 違法行為 など大きな問題となっている。 <コメント> マナーではなく違法行為	谷田	委	淀	水位
< 琵琶湖流域 >							
72	p.2-4	1	琵琶湖においては、外来魚の放流等と増殖に伴う、在来生態系の劣化水 上バイク等の利用増加による水質悪化（有害物質の排出）や周辺地域への騒音、外来魚の放流等が大きい問題となっている。また、湖底の砂利採取などによって、湖棚の幅が狭められ、固有魚介類の生息・繁殖場所や漁獲にも悪影響を与えている。また、水上バイク等の利用増加による水質悪化（有害物質の排出）や周辺地域への騒音も早急に解決しなければならない課題である。 <コメント> 重要な課題の順に	谷田	委	淀	水位
< 淀川流域 >							
73	p.2-4	12	淀川本川では、高水敷の多くがゴルフ場、運動公園として整地されており、年間数百万人の人々が利用しているが、その利用のあり方に自然環境への配慮が欠けている面も問題である。また水上バイク等の適正な 水面利用が課題 も問題となっている。 <コメント> 原文では利用が前提となる	谷田	委	淀	水位

	頁	行数	修正後	委員名 (敬称略)	所属		
			(追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体)		委員会	部会	WG
2 - 4 河川環境の現状と課題							
74	p.2-4	下から11行目	一方において、こうした河川整備は、環境面において河川・湖沼およびその流域へ過度の負荷を与え、懸念される多くの問題を引き起こしている。すなわち、河道の掘削や直線化、コンクリートで固められた護岸、湖沼や湿地の干拓や埋め立て、	西野		琵琶	水位
75	p.2-4	下から11行目	ダムや堰による治水、利水面から一のための流量や水位の調節、	谷田	委	淀	水位
76	p.2-4	下から9行目	淀川水系の生き物にとっての生育・生息環境は著しく悪化している	田中(哲)		猪	水位
77	p.2-4	下から8行目	生き物にとって大切ななだらかな水辺、瀬や淵、変化にとんだ河原、ヨシ藪は減少し、水域の連続性が遮断されている。浅い水域の喪失はオオクチバス(俗称ブラックバス)、ブルーギルなどの外来魚の繁殖適水域を格段に増大させる要因にもなっている。また、生物の生存にとって重要であり、川や河原の生物の生活に欠かせない自然の水位変化が失われている。堰やダムが魚の遡上阻み、生物の縦断方向の連続性を減少させている。ダムによる流砂の遮断や砂利採取は、河床低下や流路の固定化、植生の進入を招き、河川の生態機能を著しく低下させている。また、低水路河道の掘削により出水時に高水敷に冠水する頻度は減少し、高水敷の陸域化が起こっている。 水生生物にとって最も基本的な生息空間の広がり、すなわち水量が減少している。次に、水域の連続性がダムや堰また潮止め堰堤などによって遮断され、アユなどの回遊性魚類をはじめとした水生生物の上下流方向の移動障害となっている。また河川・水路・水田の間に設けられた落差を伴う構造物は、河川から横方向に広がる水域ネットワークを寸断し、水生生物の移動障害となっている。 多様な水生生物に多様な生息場所を提供していた、水域と陸域の狭間に形成されるなだらかな移行帯、蛇行点に形成される大規模な淵これに連なる瀬、変化にとんだ河原、ヨシ原、また散在する一時的水域が、これまで嘗々として行ってきた河川改修・管理によってほぼ完璧に崩壊しているのが現状である。また、水生生物の生活に欠かせない自然の水位変化が失われ、魚類の産卵場所とそのタイミング等を喪失している可能性が大きい。ダムによる流砂の遮断や砂利採取は河床低下や流路の固定化、植生の侵入を招き、本来の河川の生態機能を著しく低下させている。また低水路河道の掘削により出水時に高水敷が冠水する頻度は減少し、高水敷が陸地化し先のなだらかな移行帯を喪失する結果を招いている。	田中(哲)		猪	水位
78	p.2-4	下から7行目	浅い水域の喪失はオオクチバス(俗称ブラックバス)、ブルーギルなどの外来魚の繁殖適水域を格段に増大させる要因にもなっている。 <コメント> これは、どなたの意見でしょうか?科学的根拠がなさそうな気がします。私の意見は削除です。	田中(哲)		猪	水位
79	p.2-4	下から5行目	川や河原の生物の生活に欠かせない自然の水位・水量 変化が失われている。堰やダムが魚の遡上を 阻み、生物の縦断方向の連続性を減少させている。	谷田	委	淀	水位
80	p.2-4	最終行	高水敷の陸域化が起こっている。 <コメント> 陸域化? 意味不明。樹林化 陸域植物	谷田	委	淀	水位
81	p.2-5	1	流域における人間活動、とくに大量生産・大量消費の生産・生活様式や 際限のない拡大消費を促す経済活動と、それに伴う開発行為は、健全な水循環を阻害するなど直接・間接に自然環境に大きな負荷を与え、 <コメント> 大量生産、大量消費、大量廃棄、という言葉は、現象を的確に表現してはいますが、その根本原因まで立ち返っておらず、問題解決に役立たないと思っています。	村上		琵琶	水位一般
82	p.2-5	1	とくに大量生産・大量消費の生産・生活様式や開発行為は、健全な水循環を阻害するなど <コメント> 意味不明	谷田	委	淀	水位
83	p.2-5	4	最近には、環境ホルモンなどの微量有害物質による環境汚染も懸念されている。	谷田	委	淀	水位

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
84	p.2-5	12	ブラックバスオオクチバスやブルーギルなど外来種の増殖は、 <コメント> 前ページでオオクチバス（通称ブラックバス）といているのだから、オオクチバスで統一すべき。なお、昨日の琵琶湖部会で前ページのこの部分を削除することだったが、そうだとすると、ここで（通称ブラックバス）を入れないといけない	西野		琵琶湖	水位
85	p.2-5	15	北湖底の環境に大きい変化の起こっている可能性が指摘されているが、これが事実であるとすれば、大きい。早急に調査し、その対応処置を講じるべきである。またその要因と考えられる琵琶湖集水域での流域特性を変革させる事業は、一時中断すべきである。変化がより顕在化すれば、将来の琵琶湖そしてその流域の全環境に対する影響は、極めて重大なものとなることは疑いない。	田中(哲)		猪	水位
86	p.2-5	24	ヨシ原など河川特有の植生の衰退や、ハリエンジュ ニワウルシ、シナサワグルミなどの樹林・河畔林の増大、	有馬		淀	
< 琵琶湖流域 >							
87	p.2-5	7	琵琶湖とそれに注ぐ川においては、開発地区からの排水問題を始め、その中流域から下流域における、平常時の流水の欠如による瀬切れと、 <コメント> 農業排水も水質汚濁の要因であるが、開発地区からの排水を受けて用水自体が汚染される被害を受けながら、汚染水を水田農地で部分浄化している機能も無視することはできない。	畑		猪	
88	p.2-5	7	琵琶湖とそれに注ぐ川においては、その中流域から下流域における、平常時の流水の欠如による瀬切れと、 <コメント> 天井川が問題	谷田	委	淀	水位
89	p.2-5	15	近年は、北湖底の環境に大きい変化の起こっている可能性が指摘されているが、 <コメント> 北湖の深底部か？	谷田	委	淀	水位
< 淀川流域 >							
90	p.2-5	20	まず、全般についてみると、流水・流砂の不連続による河床低下や砂れきの移動性の低下が起こり、流路の固定化や高水敷きの陸域化、植生の進入などのため河川の物理環境の単純化が起こり、これに洪水ピーク流量の減少、水位変動のリズムの消失および水質の悪化が加わり、淀川固有の自然や生物多様性、すなわち とくに固有性の高い 水生生態系の衰退・変貌、ナカセコカワニナ、イタセンパラなど多くの固有種、希少種の絶滅の危機を招いている。さらに、ヨシ原など河川特有の植生の衰退や、ハリエンジュなどの樹林・河畔林の増大、ブラックバス オオクチバスなどの外来種の増加による在来種の減少、生息域の変化、在来の生態系の劣化・変貌という環境の重大な問題を引き起こしている。	谷田	委	淀	水位
91	p.2-5	27	淀川本川では、とくに高水敷きの陸域化、ワンドの衰退、ヨシ原の衰退、淀川大堰による水位調節に伴う水位変動の消失、河口 堰による魚類の遡上・降下の障害とともに、汽水域の干潟が減少するなどの問題が生じている。木津川上流では、都市化による中小河 支川の水質汚濁、農畜産業排水による汚濁、治水・利水目的の上流ダム群による水位変動や土砂供給の減少、水質悪化（水温、富栄養化等）が進み ている。また、産業廃棄物処理場による汚染も問題となっている。 <コメント> ヨシ原の衰退 上と重なる	谷田	委	淀	水位
92	p.2-5	下から 13行目	ブラックバスオオクチバスなどの外来種の増加による在来種の減少、 <コメント> 前ページでオオクチバス（通称ブラックバス）といているのだから、オオクチバスで統一すべき。なお、11/9の琵琶湖部会で前ページのこの部分を削除することだったが、そうだとすると、ここで（通称ブラックバス）を入れないといけない	西野		琵琶湖	水位

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所属		
					委員会	部会	WG
<猪名川流域>							
93	p.2-6	1	一庫ダムで骨の湾曲した魚が発見されている。水質は昭和50年（1975）ごろから急速に改善されたが、他の河川に比較してBOD等の水質指標は悪く、住宅密集などによる水質汚濁の危険はなお残されている。なお原因は特定されていないが、一庫ダムで骨の湾曲した魚が発見されている。下流郡には短い区間に多数の堰等があり魚類の遡上降下の障害、水質の変化が見られる。	田中 (哲)		猪	水位
94	p.2-6	1	一庫ダムで骨の湾曲した魚が発見されている。 <コメント> 必要か？(accident)	谷田	委	淀	水位
95	p.2-6	5	琵琶湖淀川の河川環境の現状を概観した。そのうち、生物生態系およびその機能を 生物多様性や生態系の優れた構造および機能を 損なう主要な原因を列挙すれば以下のものである。	小林		琵琶	
96	p.2-6	6	以上、琵琶湖淀川の河川環境の現状を概観した。そのうち、生物生態系生態系機能およびその機能を損なう主要な原因を列挙すれば以下のものである。 <コメント> 生物生態系と言う概念はないので	川端		琵琶	
97	p.2-6	7~	列挙すれば以下のものである。・・・以下 <コメント> 整理ができていません。ひとつの箇条に複数の事柄がかかれていたり、要因と結果がごちゃ混ぜになっていたりします。整理したいのですが今は余裕がありません。	村上		琵琶	水位 一般
98	p.2-6	7	健全な水循環の低下、流域における <u>の</u> 森林機能等の低下	谷田	委	淀	水位
99	p.2-6	8	- 健全な水循環の低下,流域における森林機能の低下・・・の下に追加。 - 利水による川本来が持つ自然河川水量の減少、すなわち水生生物の生息空間の減少	田中 (哲)		猪	水位
100	p.2-6	8	移行帯としての水辺面積の激減、埋立て・干拓等による水辺湿地域の減少、なだらかな水辺の減少と水域の連続性の遮断	西野		琵琶	水位
101	p.2-6	8	水辺移行帯としての水辺 の面積の激減、埋立て・干拓等による水辺湿地域の減少、なだらかな水辺の減少と水域の横断方向の連続性の遮断	谷田	委	淀	水位
102	p.2-6	10	ダムや堰による水位・流量調節による流れの連続性、生物の移動経路の分断、水位・水量変化の喪失	西野		琵琶	水位
103	p.2-6	11	ダムや堰による水位・流量調節による流れの連続性、水位・水量変化の喪失、ほ場整備や逆水灌漑に伴う用排水分離による水路の連続性や水生動植物の移動経路の分断 <コメント> 11行目に上記を挿入	西野		琵琶	水位
104	p.2-6	11	河床掘削や土砂供給の減少による河床低下、流砂の移動性の低下、瀬や淵、蛇行など変化にとんだ河原の減少、高水敷の冠水頻度の減少、高水敷の陸域化、河道植生の繁茂 <コメント> この文章は、極めて問題があり慎重に推敲すべきである。例えば、滋賀県の河川に発達している河川で、もし、河床の掘削による河川整備を行なわないとしたら、計画洪水量を確保するためには河川を伐採して河川の拡幅整備を行なうしかないことは自明の理である。少なくとも、滋賀県の河川に発達している河川に関して、短絡的に「河床の掘削」を問題とするような記述は認められない。また、「土砂供給の減少による河床低下」と「瀬や淵、蛇行などの変化に富んだ河原の減少」は相反するものである。つまり、滋賀県の多くの河川の中下流では、土砂の堆積によって天井川となって瀬切れや変化に富んだ河原が消失しているからである。	小林		琵琶	

	頁	行数	修正後	委員名 (敬称略)	所属		
			(追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体)		委員会	部会	WG
105	p.2-6	12	河床掘削や土砂供給の減少による河床低下、流砂の移動性の低下、瀬や淵、蛇行など変化にとんだ河原の減少、高水敷の冠水頻度の減少、高水敷の陸域植生化、 <u>河道植生の繁茂</u> <コメント> 河道植生の繁茂？	谷田	委	淀	水位
106	p.2-6	15	固有種、希少種、猛禽類、河川特有の植生等の減少、外来種の増加による <u>在来種の減少</u> <コメント> 河川特有の植生等 重複	谷田	委	淀	水位
107	p.2-6	16,17	湖沼・河川水質の適正管理の欠如 富栄養化物質の増大と蓄積による水質の悪化、それによる生態系の悪化と伴って起きるさらなる水質の悪化 <コメント> 重複まとめる	谷田	委	淀	水位
108	p.2-6	20	水の人為的繰り返し利用は現状では必ず水質劣化を引き起こすという基本理念の欠如 <コメント> 意味不明瞭	谷田	委	淀	水位
109	p.2-6	21	- 琵琶湖の深層・深底部における、 <u>底質・水質・底生動物等の急激な悪化変化</u>	田中(哲)		猪	水位
110	p.2-6	22	食物網などの重大な変化 <コメント> 意味不明	谷田	委	淀	水位
111	p.2-6	22	食物網などの重大な変化 <u>琵琶湖沿岸部における底質の細粒化(または泥質化)</u> <コメント> 下から7行目に上記を挿入	西野		琵琶	水位
112	p.2-6	23	世界有数の古代湖を含む、特有の生物多様性とその生態系機能の <u>瀕死化</u> <コメント> 瀕死化 よくない	谷田	委	淀	水位
113	p.2-6	最終行	<コメント> <u>無秩序な取水、排水口の設置</u> <u>河川の持続可能な利用(在来型) 漁業、ヨシ利用、舟運</u>	谷田	委	淀	水位

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所属		
					委員会	部会	WG
3 新たな河川整備の理念							
114	p.3-1		<p><コメント> 3 - 1 頁 新たな河川整備の理念に「河畔林の保全・修復・創造」の記載を入れるべきである。</p> <p>河畔林 滋賀県の大河川にはケヤキ、エノキ、ムクノキ、アキニレ、ナラガシワ、コナラなどの落葉広葉樹やタブノキ、アラカシ、シラカシ、ウラジロガシ、ヤブツバキ、ヤブニッケイなどの常緑広葉樹、竹類のモウソウチク、マダケ、ハチク、メダケなどを構成種とする河畔林が成立している。そして、愛知川の河畔林だけをみても、その林床には山地性のクマガイソウ、コシオガマ、エビネ、キクザキイチゲ、コチャルメルソウ、テンニンソウなど、貴重な植物も含めて800種に及ぶ種類が確認されている。・また、河畔林は山地部から湖岸までほぼ連続した動物の移動・生息地となっており、キツネ、タヌキ、キジ、ノウサギなどの小動物にとっては繁殖や休息、餌場としても最適な生息環境となっている。つまり、河畔林は極めて優れた生態系の構造と機能を有しており、ビオトープをネットワーク化するための拠点や生態回廊ともなっている。</p> <p>一方、高密度の樹林の繁茂する河畔林の存在によって、洪水流を堤防から遠ざけて低水路に集中させたり、生きた構築材による自然護岸として、植物の寿命の100年単位の保証が約束されるなど、治水上の重要な機能をもっている。事実、河畔林の発達した強固な自然堤防は100年以上も破堤していないが、平成2年の愛知川の洪水被害についてみても、堤防に河畔林が存在していないか、自然堤防の生きた構築材の根群を人工護岸工事によって破壊したために、人工護岸と自然護岸の境界付近の脆弱になった箇所が破堤したり、越水して大きな被害をもたらした。また、治水のための人工護岸やダムなどの整備、建設に要する時間は10年単位で完了するが、現在の河畔林による生きた構築材の自然堤防は一度破壊した後で再び復元するためには最低でも200年以上の時間がかかることを知らねばならない。</p> <p>その他、河畔林は水質浄化機能、水道水源や湧水の水涵養機能、河畔林と水田の緑おりなす「ふるさとの景観」の醸成機能など、はかり知れない多様な機能を包含している。目先の河川整備計画にこだわることなく、河畔林を英断をもって保全、修復、創出することを考えてこそ、100年先、200年先を見越した新たな河川整備の理念であるといえる。</p>	小林		琵琶	
3 - 1 河川整備に関する基本認識							
115	p.3-1	1	<p>いま、2000余年におよぶわが国の川づくりは大転換を必要としている。治水と利水を主目的として進められたこれまでの川づくりは、洪水の恐ろしさを忘れさせるほどの安全と、豊かな水に恵まれた生活をもたらした。しかし、水害は一向に克服されず、河川からの取水も限界に近づき、河川環境は破滅の危機に瀕している。</p> <p>平成9年の河川法の改正により、河川環境の整備と保全、地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入が新たに加えられ、行き詰まった川づくりを打開する21世紀の新たな川づくりの幕が上がろうとしている。</p> <p><コメント> 川づくり(3ヶ所)「河川整備」ではだめでしょうか?</p>	谷田	委	淀	水位
116	p.3-1	3	<p>洪水の恐ろしさを忘れさせるほどの安全心と、豊かな水に恵まれた生活をもたらした。</p> <p><コメント> 3-1頁、4行の水害は一向に克服されずと矛盾するので</p>	川端		琵琶	
117	p.3-1	17	<p>河川環境・治水・利水→河川環境をばらばらに考えるのではなく、川や湖のもつ自然の変化を尊重し、</p>	有馬		淀	
118	p.3-2	3	<p>行政が計画を立案し住民がそれを受け入れる方式から、<u>住民と情報交換を行うとともに、住民の主體的な考えや取り組みに学び、</u></p>	西野		琵琶	水位
119	p.3-2	7	<p>効果的・効率的かつ柔軟に推進していくため、<u>複数案の比較評価、アセスメント方法の検討、評価結果の意思決定への反映、事後継続評価等を考慮した計画アセスメントを導入する。</u></p> <p><コメント> 計画アセスメントの内容が分かりにくかったので</p>	川端		琵琶	

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所属		
					委員会	部会	WG
3 - 2 新たな治水の理念							
120	p.3-2	20	また水害危険区域にまで安全性を過信した乱開発が及ぶなど、水害対策のための河川整備が による被害ポテンシャルが を増大す させるという深刻な問題が生じている。	谷田	委	淀	水位
121	p.3-2	20	また水害危険区域にまで安全性を過信した乱開発が及ぶなど、水害による被害ポテンシャルが逆に 増大するという問題が生じている。	田中(哲)		猪	水位
122	p.3-2	23	河川整備の歴史が示すように、対象規模以上の洪水による水害が発生するたびに整備水準を引き上げ、さらに大規模の洪水による水害が発生すると整備水準もまた引き上げる、ということを繰り返すことになる。 <コメント> 「整備水準」 「計画高水」か？	谷田	委	淀	水位
123	p.3-3	6	例えば堤防を補強することにより、越水や洗掘が発生しても破堤し難くする方法、	谷田	委	淀	水位
124	p.3-3	7	社会的重要度の低い地域に洪水氾濫を誘導する方法などがある。しかし、後者は前述の「軽微な被害を許容する」ものでないことと矛盾する方法であり、氾濫地域の復旧費用及び補償費用を被害額に加算して評価する必要があり、また、対象地域での十分なコンセンサスが得られるか、大変難しい方法である。	畑		猪	
125	p.3-3	11	破堤しても壊滅的な被害にはならないようにするものであり、まちづくりと関連させて行なう必要がある。併せて、洪水の危険がある地域では、住民の危機管理能力の向上と水防団の維持が必要である。 <コメント> 防災は、施設（土地利用誘導も含めて）の整備と、危険時の住民の対応能力の向上の両輪があって初めて成り立つものではないでしょうか。また、施設がいくら安全度が高くても、いざ災害が起こりそうなときに自分が何をすればよいかわかっていなければ、住民は安心をできないはずです。	村上		琵琶	水位一般
126	p.3-3	15	これらの地域については、「破堤による壊滅的な被害の回避」という新たな治水の理念に沿って、「水害の連鎖」に陥ることがないよう地域の特性に応じた治水対策を講じ、地域の社会的重要度に応じた治水安全度を確保することが必要である。	江頭	委	琵琶	水位ダム
3 - 3 新たな利水の理念							
127	p.3-3	20	現在の水資源開発基本計画では、利水者・自治体等による用途別の水需要予測を積み上げ、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により開発確保するという方式がとられている。しかし、河川の流量はもともと有限であり、取水量にも河川環境からの制約があるため、際限なく水資源を開発することはできない。 <コメント> 「開発」重複	谷田	委	淀	水位
128	p.3-3	22	水資源開発に用いるダムや堰 は、いずれも河川を	畑		猪	
129	p.3-3	25	このため、これまでの理念とされた「水需要を補う水資源の開発」を、新たに「取水量を抑制する水需要管理」へと転換する。 <コメント> 「水資源開発」？	谷田	委	淀	水位
130	p.3-3	下から9行目	このため、これまでの理念とされた「水需要を補う水資源の開発」を、新たに「取水量を抑制する水需要管理」と「分散型の水資源開発」へと転換する。 <コメント> 利水は、需要の管理とともに供給の管理を一体で考えねばならないはずですが、ここでは需要の管理しか述べられていません。したがって、供給についても理念を出すべきと考えました。	村上		琵琶	水位一般
131	p.3-3	下から7行目	ここに、水需要管理とは、より精度の高い水需要予測をもとに、節水、再利用、用途変更等により、河川（伏流水を含む）からの取水量を極力抑制しようとするもので、 <コメント> 地下水は表層水と一体のものとして管理する必要があるはずです。	村上		琵琶	水位一般

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所 属		
				委員会	部会	WG	
132	p.3-4	1	3-3最終行に追加 ものとして推進しなければならない。水資源の開発にあたっては、効率的な大規模開発のみでなく、ため池、井戸水、雨水など、小規模で非効率ながらも住民に身近な場所にある水源の再開発も同時に検討する必要がある。これらの水源は、水供給の点では非効率であっても、ライフラインの断絶に対して堅牢であることや、日ごろの保守管理が住民の手で行えること、地域コミュニティをつなぐ場や環境学習の場として役立つことなど、多様な価値がある。	村上		部会	水位一般
3 - 4 新たな河川利用の理念							
133	p.3-4	5	高水敷に河川公園やグラウンド等を整備することによって、数多くの人を訪れるようになったが、しかし、このような利用の大部分は、人が川に親しむという形の河川利用ではない。かえって、無秩序な河川空間の利用を招くこととなり、河川の水質の悪化・生物の棲息域の減少など、河川本来の姿に悪影響を与えることとなった。しかしながら、河川には独特の自然が展開され、多様な生物が存在しており、これを流域全体の貴重な共有財産として、大切に守っていく必要があることを忘れてはいけない。したがって、河川本来のあるべき姿を取り戻すため、これまでの「自由な利用」から「秩序ある適正な利用」「河川生態系と共存* (or共生)する適正な利用」に変えていかなければならない。 <コメント> * sustainable 生態系との共存 次のパラグラフにあるのでOK	谷田	委	淀	水位
134	p.3-4	6	これまでの河川空間については、水面を自由に利用させ、高水敷に河川公園等を整備することによって、数多くの人を訪れるようになったが、無秩序な河川空間の利用を招くこととなり、流水による高水敷の攪乱が殆ど無くなったことが、河川の水質の悪化・生物の棲息域の減少など、河川本来の姿に悪影響を与えることとなった。	有馬		淀	
135	p.3-4	18	この結果、高水敷のグラウンドなどは、年間数百万人の人が訪れているが、川に親しむということとはほど遠い利用が行われ、 <コメント> 前に入れたほうがよいのでは	谷田	委	淀	水位
136	p.3-4	18	この結果、高水敷のグラウンドなどは、年間数百万人の人が訪れているが、川に親しむということとはほど遠い利用が行われ、河川敷は河川の一部としての本来のあるべき姿とはかけ離れたものとなっている。 <コメント> 言い過ぎではないでしょうか。	村上		部会	水位一般
137	p.3-4	19	河川敷は河川の一部としての本来のあるべき姿とはかけ離れたものとなっている。生物の生息空間や移動経路などといった自然環境に果たす機能を大きく失っている。	村上		部会	水位一般
138	p.3-4	20	高水敷に設けられた施設 は、本来堤内地に設置されるべきものであり、暫定的なものであるということを認識するべきである。中には、堤内地でもその機能を果たせるものが多い。	村上		部会	水位一般
139	p.3-4	21	したがって、高水敷の利用は、「人間中心の利用」から「河川の自然環境を重視した利用」へと、適正な利用が行われるような方策を講じていかなければならない。流下方向ならびに断面方向の自然の連続性を確保できる河川敷の再整備が必要である。その際、既存施設の敷地の変更・縮小や堤内地への移転を求める際には、住民や利用者、周辺自治体等との協議の上、現在の利用者に生じる支障を最小限にとどめるようにしなければならない。 <コメント> まず、河川敷をどうすることが必要なのかを述べる必要があると思います。私の理解では、必ずしも河川敷すべてを自然の状態にする必要があるのではなく、ある程度の幅（場所によって異なるでしょうが）は自然の状態で確保する必要がある、ということだと解釈します（間違っていれば高水敷についての私の提案は全て撤回します）。 その上で、現在利用している土地をどう変えれば自然環境の再生につながるができるのかを、現在の利用者とともに考え、あるいはともに汗を流すことが必要ではないでしょうか。グラウンドが少し狭くなったり形が変わったりしても、競技の合間にトンボをとったり魚をとったりできたら楽しい・・・と思うのですが。	村上		部会	水位一般

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
140	p.3-4	下から 4行目	これらの問題を解決するには、これまでのような人間の生命財産の保全、 <u>人のための利用を中心とする河川整備からこれをさらに発展させ、「人を含めた生態系を貴重な財産として尊重し、川や湖の環境の保全と回復を重視した河川整備」へと、変更をすることが必要である。</u> <コメント> 「人を含めた」必要か？	谷田	委	淀	水位
141	p.3-4	最終行	そのため、歴史的に作られてきた自然の摂理を十分に尊重し、それを基準として定立することによって、に従い	畑			猪
3 - 5 新たな河川環境の理念							
142	p.3-5	2	例えば、水位・流量・流速などを過度にコントロールするやりかたを改め、それらの変動と連続性を重視し、また、健全な水循環によってもたらされる水質や水温を重視し、適正な流砂と河川・河岸変動によって作り出される物理環境を十分に保全し回復することなどによって、多様でかつ高い機能を果たし得る生態系を保全するような、河川整備を行わなければならない。 <コメント> ？	谷田	委	淀	水位
143	p.3-5	5	多様でかつ高い機能を果たし得る生態系を保全するような、河川整備を行わなければならない。 <u>また、伝統的な河川環境の保全は近隣住民の民俗的・文化的いとなみの中で行われてきたことを認識し、現代社会の中での住民と河川との新たな関係構築を目指していかねばならない。</u>	村上		琵琶	水位一般

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所属		
					委員会	部会	WG
4 新たな河川整備計画のあり方							
4 - 1 河川整備計画に関する基本事項							
(1) 計画策定の視点							
1) 総合的な水管理							
144	p.4-1	1	総合的な水管理には、国の経済・社会政策の枠組み内での統合が <u>全体の枠内に組み入れることが最重要であり、</u> 。水は生態系に不可欠な一部であり、	尾藤	委		一般
145	p.4-1	9	流域の健全な水循環・物質循環・流砂系と生態系 <u>と生物多様性</u> の保全を目指し、 <コメント> 「新・生物多様性国家戦略」をふまえる必要がある。	鷲谷	委		
146	p.4-1	下から 7行目	<住民、関係団体、他省庁との連携> <コメント> 標記項目の本文中に住民、関係団体の字句がないのと思う	畚野		猪	一般
147	p.4-2	10	事業の影響を検討する際には、自然環境面だけでなく、 <u>民族・文化・風土・歴史的な価値、特性への影響も踏まえて検討する。</u> <コメント> 愛知川では、ダムができて水量が下がったために神輿洗いや盆の灯籠流しができなくなったときいています。こういう変化が、人と川との距離が遠ざけています。	村上		琵琶	水位 一般
(2) 計画策定のプロセス							
1) 整備計画案の行政評価							
148	p.4-2	19	これは環境アセスメントとともになされ、費用（コスト）の中には、 <u>環境資源や生態系資源</u> も含めるべきである。	谷田	委	淀	水位
(3) 計画の執行管理システム							
149	p.4-2	下から 2行目	これらを整合させるため、 <u>河川が流域住民の共有財産であるという認識のもとに</u> 整備計画の執行管理をすすめる第三者的機関としての協議会の設置を盛り込み、 <u>河川が地域住民の共有財産であるという認識のもとに、地域 流域 住民の責任ある主体的な参加等</u> がとくに重要である。 <コメント> 「地域」住民 「流域」住民へ	谷田	委	淀	水位
150	p.4-3	1	良好な河川環境の形成は、河川管理者だけの取り組みだけでは限界があり、 <u>地域 流域 住民、地域に密着した総合行政を担う地方公共団体および関連する他行政が、</u> <コメント> 「地域」住民 「流域」住民へ	谷田	委	淀	水位
4 - 2 治水計画のあり方							
151	p.4-4	6	この新たな理念は、これまでの治水計画を否定するものではなく、これまでの計画の延長線では必然的に陥る「 <u>水害の連鎖</u> 」から脱却するためであって、 <u>治水安全度の低い地域については、新たな理念に沿って地域の特性に沿った治水対策を講じる必要がある。</u> 新たな理念に対応する治水計画のあり方を示すと、次の通りである。	江頭	委	琵琶	水位 ダム
(1) 破堤による壊滅的被害の回避							
1) 河川対応							
152	p.4-4	13	破堤による壊滅的な被害を回避するための代表的な河川対応は、 <u>第一に河道の拡幅、次に堤防の強化</u> である。	田中 (哲)		猪	水位

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
153	p.4-4	下から 7行目	このため、堤防中央部に自立式のコンクリート壁あるいは鋼矢板や鋼管を設置するなどの新たな方法についての検討が必要である。この方法は、堤体に異物を入れないという原則に反するとの理由で、これまでほとんど検討されなかったが、河川環境に与える影響が少なく、従前の景観を維持できるうえに、耐震性の面でも優れている。とくに、水衝部や天井川等で、堤防の幅が困難な場合に適した工法であるといえる。も長期的な視野、地下水をはじめとする環境への影響、住民の参画機会の多少、景観等の視点から評価しながら改良を進めていく必要がある。 <コメント> ある工法だけをとりあげて高く評価するのは不自然。	村上	琵琶	水位 一般	
154	p.4-4	下から 7行目	堤防中央部に自立式のコンクリート壁あるいは鋼矢板や鋼管を設置するなどの新たな方法についての検討が必要である。 <コメント> 質問：環境、利水時の地下水位への影響はないのか 修正：削除する	小尻		水需	
155	p.4-4	下から 4行目	水衝部や天井川等で、堤防の幅が困難な場合に適した工法であるといえる。しかしながら疎通性に欠く素材の使用は、川本来の表層水・伏流水の相互交流を阻害するため、素材・工法の検討を必要とする。	田中 (哲)	猪	水位	
156	p.4-4	下から 3行目	堤防の幅が困難な場合に適した工法であるといえる。しかし、限られた予算の中で、新たに整備が必要となる河川堤防長は長大となり、堤防の強化をどこから始めるか、住民の十分なコンセンサスを得た上で計画的な河川整備が求められる。	畑	猪		
2) 流域対応							
157	p.4-5	6	これまでの河川整備では、万一の場合、どこで破堤するかはまったく不定であるとされている。しかし、河川流量の計算・予測手法が発達してきており、今後は、破堤危険箇所の確率表示を導入し、各河川区間の災害危険度を住民に分かりやすく説明した上で、災害対策の方法も同時に示して、事前の心構えを求めることが、限られた財政の中での壊滅的な被害の回避策として必要であろう。即ち、当該河川区間は何年に1度程度の破堤の可能性があるか、また、破堤した場合の流水の方向、流速及び湛水域を示すハザードマップをより普及させる必要がある。破堤した場合に、	畑	猪		
158	p.4-5	8	洪水氾濫を誘導することは重要な課題である。したがって、かつての霞堤や越流堤の概念を復活させることも重要である。検討に値するが、今や河川近傍にそのような適地を見出すことは難しく、また、予想被害額と災害復旧費等の総合的な比較と、それ以上に利害関係者、関係機関の合意を得るといふ慎重な検討が必要な問題である。	畑	猪		
159	p.4-5	12	4 - 5 2) 流域対応の最後に追加 氾濫区域を縮小させるあるいは氾濫速度を遅らせるなどの工夫も重要である。 ここでは、いわゆるハードの治水対策にくわえて、河川周辺の地域社会としてのソフトな対応が図れるような社会的、かつ精神的な「備え」が重要であり、地域における自衛的な水防組織に、恒常的な住民としての企業組織や、状況によっては女性の参加などが新たな対策として求められる。	嘉田	委 琵琶	一般	
160	p.4-5	12	(2) 住民の危機管理能力向上 洪水の危険がある地域では、洪水時にすべての住民が迅速かつ確に行動できるよう、情報の周知や訓練の実施などを行う必要がある。また、住民による水防活動は従来と変わらず治水重要な役割を担う。	村上	琵琶	水位 一般	
(2) 水害危険地域への対策							
161	p.4-5	19	上下流への影響を配慮しながら、地域整備を組み合わせた河川整備を行なう必要がある。 水害が頻発している地域への取り組みは急を要するが、限られた予算の中での事業優先順位については、十分な検討が必要な問題であり、特定地区での優先実施について流域住民が納得できる説明をする必要がある。	畑	猪		

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
4 - 3 利水計画のあり方							
162	p.4-6		<p><コメント> 4-3利水計画のあり方 の内容について述べます。 猪名川部会の中間取りまとめの非常に印象的な内容であり、また淀川部会中間取りまとめでも述べられていた「渇水の許容(受容、受忍)」に関連する内容がなくなっていると思います。この点については、全体会議の論点となりうると思います。 また、「節水に導く経済的インセンティブの創出」についても述べられていません。この点について、先日の淀川部会で、「水需要WG報告からはぶいたのは、報告をできるだけシンプルなものにするため、経済的インセンティブの創出を否定するものではない」と今本リーダーから説明をいただきました。いずれも最終提言への復活が望ましいと私は考えます。文案は、猪名川部会中間取りまとめや淀川部会中間取りまとめから関連部分をぬきだせばよいと思います。</p>	原田		淀	
163	p.4-6		<p><コメント> 質問：利水計画のあり方に関して ・ 渇水の頻度が増えているとの指摘があった(2-2利水の現状と課題)。 ・ 節水・再利用・雨水等の利用・用途変更、環境用水が提案されている。利水の安全度はどの程度にすべきか。 環境用水が新たな必要量となるが、用途変更などで安全度が確保できるのか。渇水時の環境用水の考え方、農業用水の利用の仕方が議論不足に感じる。</p>	小尻			水需
164	p.4-6	6	<p>「取水量を抑制する水需要管理」「必要な利水安全度を維持しつつ無駄な取水量を抑制する水需要管理」という新たな理念にもとづいて、利水計画を考えなければならない。また、渇水は異常現象であり、それに応じた流域管理、施設計画、施設運用を設定しなければならない。</p>	小尻			水需
(1) 精度の高い水需要予測							
165	p.4-6	10	<p>これまでの水需要予測は、利水者・自治体等による用途別の水需要を積み上げたものであり、利用実績に比べて過大であるとの批判に加え、予測手法や予測に用いた原単位や諸係数が公表されないという不満があった。</p>	寺川	委	琵琶	水需 ダム
(3) 用途変更							
166	p.4-7	1	<p>農業用水としての利用が減少した場合でも、単純に用途変更をするのではなく、農業用水路とともに自然豊かな地域と創出する資源へとして再生することが必要である。</p>	谷田	委	淀	水位
(4) 環境用水							
167	p.4-7	2	<p>(4) 環境用水—自然河川水 <コメント> (人工用水を環境用水と言い換えて、ダムの建設理由に悪用されかねない、現に高時川の丹生ダムの理由に、瀬切れを防ぐための水量確保という項目があると聴く)自然河川水と変えたらどうだろうか？ 利水・治水で自然河川水の動態を変化させてしまった後で、やむを得ず自然河川水の動態に近づけるために利用する水量を環境用水と定義する。・・・この定義をはじめに入れたらどうだろうか？</p>	田中 (哲)		猪	水位
168	p.4-7	12	<p>環境用水は、河川環境の保全にはできるだけ多くの流量が必要であり、また同時に常に一定流量が保持されるだけではなく、渇水期小流量の発生等、流量に変化があることが河川環境の保全には重要である。従って、環境用水の確保は一定流量の確保ではなく、大小流量とも 限界が設定されない。</p>	畑		猪	
169	p.4-7	12	<p>なお、環境用水には2種のものがある。一つは、渇水時の河川環境を保全するもので、これまでの維持流量と類似しているが、環境用水は、河川環境の保全にはできるだけ多くの流量が必要であり、<u>限界が設定されない</u>。 <コメント> 意味が？「本来的には限界が設定されるようなものではない。」</p>	谷田	委	淀	水位
170	p.4-7	13	<p>他の一つは、河川の基本的特性の一つである攪乱機能に関連するもので、洪水がもたらす生態系への攪乱も <u>生態系の維持には必要である</u>との認識に立脚している。</p>	谷田	委	淀	水位
171	p.4-7	15	<p>ダムや堰等の利水機能や治水機能を低下させる恐れがあるため、</p>	谷田	委	淀	水位

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
(5) 水需要管理協議会							
172	p.4-7	25	水需要管理協議会は、関係省庁、自治体、水道事業者、慣行水利権者等の利水に関わるすべての関係者が参加して、水需要についての協議・調整を行なうもので、河川管理者が主催・運営し、学識経験者、 <u>NPO・NGO</u> 、住民代表等も参加させた公開のものとする。	寺川	委	誌	水需ダム
(6) 順応的な水需要管理							
173	p.4-7	下から 2行目	このような不確定要素に対応するには、 <u>順応的な水需要管理を行うことが重要</u> 水の供給量や降雨パターンが変化した場合のシミュレーションを行い、そうした事態が生じた際に混乱が生じないように、 <u>予め計画を立てておくことが必要</u> である。 <コメント> 危険性がすでに指摘されているのですから、生じる可能性のある危険に対する対策を予め協議しておくことは必要だと思います。これによって、不確定要素に対して過大な不安を抱いたりパニックを起こしたりすることを避けることができます。	村上		誌	水位一般
174	p.4-7	下から 2行目	気候変動や社会情勢の変化あるいは地域条件などにより、新たな水資源の開発が避けられない場合もあり得る。 <u>このような不確定要素に対応するには、順応的な水需要管理を行うことが重要</u> である。 <コメント> 気持ちは理解できるが、これも順応ですか？	谷田	委	淀	水位
4 - 4 河川利用計画のあり方							
(1) 基本的な考え方							
1) 利用・整備について							
175	p.4-8	3	河川の利用にあたっては、推進すべき利用と抑制すべき利用を峻別し、河川環境 <u>生態系</u> に負の影響を与える利用は制限することとして、適切な利用に向けた法・制度の整備等のルールづくりについて検討を行うべきである。	谷田	委	淀	水位
176	p.4-8	7	また、高水敷の整備等 <u>利用</u> については、堤内地などで代替できる機能については、 <u>長期的には堤内地に移行することを目標とする</u> 。したがって、新規の整備 <u>利用設備の新設</u> は原則として認めるべきではない。	谷田	委	淀	水位
177	p.4-8	7	また、高水敷の整備等については、 <u>堤内地などで代替できる機能については、長期的には堤内地に移行することを目標とする</u> 。したがって、 <u>新規の整備は原則として認めるべきではない</u> 。 <u>も、適切な利用に向けた法・制度等のルール作りについて検討を行うべきである</u> 。	井上		誌	
2) 望ましい河川利用の仕組みづくり							
178	p.4-8	17	川でなければ出来ない の <u>利用</u> (漁業や遊漁、水とのふれあい、河原・原っぱなどを利用した遊び、水辺の植物とのふれあい、水を利用した遊び、水泳、カヌーなど) は、川本来の機能を損なわない限りにおいて、推進すべきである。 <コメント> この表現でじゅうぶんだと思います。「川でなければ出来ない利用」という基準は妥当ではないと思います。拡大解釈すれば遊漁も水辺あそびもできないことになります。	村上		誌	水位一般
(2) 地域的特性の配慮							
179	p.4-8	24	琵琶湖は、流域全体に水を供給している重要な水資源であるが、 <u>数千年 百年</u> という長い歴史の中で固有の生態系を育ててきた貴重な古代湖であることを忘れてはいけない。	谷田	委	淀	水位
(3) 水域利用							
180	p.4-9	1	水域の利用にあたっては、泳げる川・遊べる川の復活を目指して水質の改善や <u>水辺環境</u> の回復などを行う。	谷田	委	淀	水位

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
(4) 水辺移行帯							
181	p.4-9	11	琵琶湖の水辺および河川の高水敷と低水流路にはさまれた空間は、	西野		琵琶	水位
(5) 高水敷利用							
182	p.4-9	18	高水敷に設置されているゴルフ場、グラウンド等の利用施設は、	寺川	委	琵琶	水需ダム
183	p.4-9	18	高水敷に設置されているグラウンド等の利用施設は、本来、堤内地に設置されるべきものであり、長期的には堤内地に戻していくことを目標とする。関係自治体は、市民のニーズに対しては、堤内地にグラウンド等の用地を確保するよう努力すべきである。そのため、原則として新規の整備は認めるべきではない。しかしながら、既存の利用施設が、数多くの人々に利用され、また存続を望む声の本委員会に数多く寄せられるなどニーズが高いという現実があり、利用者のニーズの大きさと利用に伴う河川環境への影響をどのように評価するかが大きな課題である。	井上		琵琶	
184	p.4-9	18	高水敷に設置されているゴルフ場やグラウンド、公園等は、その存在が河川環境の連続性を遮断していると判断される場合、敷地の変更・縮小や堤内地への移転をすすめる。等の利用施設は、本来、堤内地に設置されるべきものであり、長期的には堤内地に戻していくことを目標とする。関係自治体は、市民のニーズに対しては、堤内地にグラウンド等の用地を確保するよう努力すべきである。そのため、原則として新規の整備は認めるべきではない。しかしながら、既存の利用施設が、数多くの人々に利用され、また存続を望む声の本委員会に数多く寄せられるなどニーズが高いという現実がある。利用者のニーズの大きさと利用に伴う河川環境への影響をどのように評価するかが大きな課題である。したがって、当面、利用施設は設置範囲を限定し、良識ある使用によって、できうる限り河川環境に影響を与えないような配慮を行うことが必要であるこれらの措置を行う際は、住民や関係自治体と連携して、利用者	村上		琵琶	水位一般
185	p.4-9	25	したがって、当面、利用施設は設置範囲を限定し、良識ある使用によって、できうる限り河川環境に影響を与えないような 配慮を行うことが <u>し</u> 利用していくことが <u>必要</u> である。 また、特定の個人や団体等が、柵・塀などを設置して他に使用させないといった独占的・排他的利用は厳に禁止すべきである。	井上		琵琶	
(6) 堤外民地・不法占拠等							
186	p.4-9	下から 2行目	堤外民地は、解消のため、買収あるいは堤内地へ換地などの処置をすすめて解消する。堤外公有地 の不法居住・不法占有・不法耕作も解消へむけて排除することが必要である <u>については、早急に解消する。</u>	谷田	委	淀	水位
187	p.4-9	最終行	堤外の不法居住・不法占有・不法耕作も解消へ <u>に</u> むけて排除する <u>る</u> ことが必要である。 <コメント> 排除は根本的な解消(解決)になりません。	村上		琵琶	水位一般
(7) 産業的な利用							
2) 漁業							
188	p.4-10	6	漁獲量があり、 <u>遊漁も含む</u> 漁業を営むことができるということは、	谷田	委	淀	水位
189	p.4-10	12	魚が減れば、稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考えかたを改め、漁業が継続 持続 的に成り立つような河川環境を作らなければならない。	谷田	委	淀	水位
190	p.4-10	12	魚が減れば、稚魚等 産卵場所が欠如すれば人工種苗を放流して、また堰堤やダムで遡上できなければ上流に人為的に稚魚を輸送して漁業・遊漁を成立させるといった考えかたを改め、 <u>る</u> 。予算を浪費する人為をできるだけ除外する方向で、本来の河川が持つ生物生産力の余剰でもって持続的な漁業・遊漁が継続的に成り立つような河川環境を作ら再創造しなければならない。	田中(哲)		猪	水位

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
3) 砂利採取							
191	p.4-10	14	砂利採取については、慎重な取り扱いが必要であり、砂利採取は次のような場合に限定して認めるようにすべきである。すなわち、河川環境が改善されるあるいは悪化が起これないと予想される場合、工事等によって必要と認められる場合、他に手段がなく、やむをえないと判断される場合および河川への流入量と採取量のバランスが維持される場合などである。 <コメント> もっとすっきりと	谷田	委	淀	水位
192	p.4-10	18	河川環境が改善されるあるいは悪化が起これないと予想される場合、工事等によって必要と認められる場合、他に手段がなく、やむをえないと判断される場合および河川への流入量と採取量のバランスが維持される場合などである。に限る。	寺川	委	琵琶	水需ダム
193	p.4-10	最終行	<コメント> 諸権利の配分バランスの根拠・理念を付け加える。 これらの諸権利については、一定期間毎に見直しを実施し、時代の変化に対応していかなければならない。諸権利の配分の目標・理念は、限られた資源である自然河川水を、河川環境・農業・林業・漁業・諸産業にバランス良く配分することであり、日本国土の総体としての持続的な生産性基盤を整備する方向で策定しなすべきである。	田中(哲)		猪	水位
4 - 5 河川環境計画のあり方							
194	p.4-11	23	すなわち流砂の移動性が保たれ、河川・湖岸の変動が一方に進まず、湖底や河床材料・底質が粗粒化あるいは細粒化し続けられないような河川整備を行う必要である。	西野		琵琶	水位
195	p.4-11	28	汚濁源となる物質を流さないようなライフスタイルへの転換、さらに地域に有効な処理技術の開発、水質管理・監視システムの構築など <コメント> 汚濁物質を流さないライフスタイルは現実的に想像しにくいので、汚濁物質が出ることを前提に考える。	川端		琵琶	
(1) 物理環境							
1) 琵琶湖							
196	p.4-11	下から2行目	琵琶湖においては、水辺移行帯の機能保全と回復を重視した整備が必要である。すなわち、 <u>今残っている湿地・内湖の保全や環境改善が急務であるとともに失われた湿地・内湖の造成・整備が</u> も必要であり、 <u>る。</u> その際、とくに水位・水流の連続性と変動によって機能保全ができるように工夫すること、	谷田	委	淀	水位
197	p.4-11	最終行	琵琶湖においては、水辺移行帯の機能保全と回復を重視した整備が必要である。すなわち、 <u>湿地・内湖の保全・造成・整備が必要であり、</u> <コメント> 造成・整備だけだと、必ず人の手が入る。自然度の高い湿地・内湖では人の手が入らないことも重要	西野		琵琶	水位
2) 河川							
198	p.4-12	7	河道領域においては、河川のもつ機能が保全されるように物理環境を整備する必要がある。実際、河道掘削、砂利採取、上流域からの土砂供給の減少、洪水ピーク流量の減少、 <u>ダムや無数の堰堤による流水の位置エネルギー開放点の集中化</u> 等によって、高水敷の陸地化や砂州への植生の一方的な侵入と流路の固定化等が起これ、場の多様性が失われている。	田中(哲)		猪	水位
199	p.4-12	7	河道領域においては、河川のもつ機能が保全されるように物理環境を整備する必要がある。実際、河道掘削、砂利採取、上流域からの土砂供給の減少、洪水ピーク流量の減少等によって、高水敷の陸地化や砂州への植生の一方的な侵入と流路の固定化等が起これ、場の多様性と変動性が失われている。 <コメント> 「陸地化」、Not Good	谷田	委	淀	水位

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所 属		
				委員会	部会	WG	
200	p.4-12	9	高水敷の陸地化や砂州への植生の一方的な侵入と流路の固定化等が起こり、場の多様性が失われている。それにより河川固有の生物の生息・生育条件が失われる一方で、外来種の侵入がもたらされる。 <コメント> 「新・生物多様性国家戦略」をふまえる必要がある。	鷺谷	委		
201	p.4-12	11	高水敷の切り下げや河道植生の管理水辺移行帯の保全を行うなど、河川の望ましい物理環境を回復することが重要である。さらに、多自然型河川工法、自然共生型河川工法などによって、生物に対して望ましい物理環境を用意することも重要である。このとき、河道の物理環境は川幅、流量、流砂量と流砂の粒度、河道植生底質もしくは川床形態によってほぼ決定される事を念頭に置く必要がある。	有馬		淀	
202	p.4-12	12	このように劣化した河川環境を修復するためには、河川の縦・横断形状の連続性を回復することを念頭に置き、ダム等によって遮断された流砂の連続性を取り戻し、 <u>自然河川の基本構造である瀬・淵構造を創出する河川の蛇行を極力保全また再創造し、高水敷の切り下げや河道植生の管理を行う。など、河川の望ましい 洪水時の流水の掘削作用また平水時の堆積作用など、自然河川水の侵食・堆積の時空的变化によって、河川がおのずと自然河川の物理環境を回復することが重要である。さらに、この大スケールの整備計画が現在不可能な人口密集地帯等においては、多自然型河川工法、自然共生型河川工法などによって、生物に対して望ましい 多様な生物が生息する物理環境を用意することも人工的に構築することも次善の策として重要である。</u>	田中 (哲)		猪	水位
203	p.4-12	13	さらに、多自然型河川工法、自然共生型河川工法や自然再生事業 などによって、生物に対して望ましい物理環境を用意することも重要である。このとき、河道の物理環境は川幅、流量、流況、流砂量と流砂の粒度、河道植生によってほぼ決定される事を念頭に置く必要がある。	谷田	委	淀	水位
204	p.4-12	13	さらに、多自然型河川工法・近自然工法、自然共生型河川工法などによって、	寺川	委	琵琶	水需ダム
205	p.4-12	13	さらに、多自然型河川工法、自然共生型河川工法などによって、生物に対して望ましい 多様性の保全に寄与する 物理環境を用意することも重要である。 <コメント> 「新・生物多様性国家戦略」をふまえる必要がある。	鷺谷	委		
3) ダム・堰							
206	p.4-12	21	治水・利水上の弊害に加えて環境上の弊害も懸念される。 <u>流砂の上流からの土砂流入防止策に加え連続性に視点を置いた排砂対策が必要である。</u> <コメント> ダム上流の生態系保全も重要だと考えられるので。	川端		琵琶	
(2) 水位・流量と生物の生育・棲息環境							
1) 水位管理のあり方							
207	p.4-12	下から 3行目	現在、ダムや堰が、生物や土砂の移動の遮断、水位の急激な変化、湛水域における水質の大きな変化 悪化 など、河川の自然環境や産業に与える問題の早急な解決や緩和が必要である。	寺川	委	琵琶	水需ダム
208	p.4-13	1	琵琶湖や淀川水系のダム等は、環境や立地条件が異なり、目的も多様であるにもかかわらず、現行の水位変更時期は画一的に定められている。 <u>このような状況を改善するためには、関連する各種調査研究や、広範な条件のもとで数値シミュレーションを行い、これらの結果に基づいて、治水・利水・環境面における水位・水位変動のあり方について再検討することが必要である これらを参考にしながら水位操作規則は を、それぞれの条件・目的および周辺環境に応じたものに改めると同時に、その時々気候状況などに応じて弾力的に運用できるようにすることが必要である。</u>	江頭	委	琵琶	水位ダム
(3) 流域の一体的な水環境を実現する水質管理							
209	p.4-14	8	河川環境の保全、復元、創生をめざした水質の目標は、関連する琵琶湖流域、宇治川・淀川、木津川、猪名川毎 について、さらにそれらの支流についても詳細な検討をする必要があり、	谷田	委	淀	水位

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所 属		
				委員会	部会	WG	
210	p.4-14	9	いずれにおいても水質目標は、“ <u>肌に触れ、戯れうる水</u> ” その観点から水質のあり方を検討することが必要である。 <コメント> あまりにも文学的 「遊び、泳げる」	谷田	委	淀	水位
211	p.4-14	14	将来に向けて快適で安心感が得られるような「 <u>環境の時代</u> 」にふさわしい水質、 <u>そして豊かな生態系に囲まれた</u> <u>を含む水環境</u> を創造できる新たな水質管理の仕組みをつくりあげる必要がある。 <コメント> 「豊かな生態系に囲まれた水環境」これだとヒト主体	谷田	委	淀	水位
212	p.4-14	20	とくに <u>一方、微量化学物質や微生物など内在する有害物質など</u> の極微量化が進行しつつあり <u>物質による健康被害も増加し</u> 、水質の維持管理には一層の高度化を必要とする。	谷田	委	淀	水位
213	p.4-14	21	安全確保のため、下流での繰り返し利用による水質消費に対応できる監視体制と、将来の流域内での人口移動にも注目した水量水質消費の変化予測とそれに対応し得る、総負荷管理を前提とした水質管理体制を作る必要がある。このためには、たとえば、合流下水道に関わる生活排水対策、河川の水質や植生の調査や評価等、水質管理の多くの場面において積極的に住民参加を図り、行政、住民、企業が一体となって取り組む体制を確立する必要がある。また、流域の都市化や水利用システムの高次化が進むことにより水の繰り返し利用が一層進むことが予想される。そのため、河川での対応だけでなく、流域全体として水循環と自然の姿を把握できる統合的な流域水質管理システム構築の必要性が一層高まっている。そこでは、従来の水質環境基準以外に、水系における水、窒素、リン・酸素動態モデルの確立、湖沼や河川での自浄作用と自濁作用の定量化、生態学的浄化プロセスの再評価、ダイオキシンや環境ホルモンなど有毒有害物の動態の把握が必要である。とくに汚濁負荷の総量管理、微量化学物質の広域汚染対策に向けては、水辺環境を常時・連続的に監視・管理し、統合的な把握を可能とするシステムを流域全体で確立する必要がある。 <コメント> これは解消するのが方向性	谷田	委	淀	水位
4 - 6 ダムのあり方							
214	p.4-16		<コメント> 4 - 6 ダムのあり方 「A案」と「B案」になっているが、A案は大変わかりにくい。B案のほうが具体的でわかりやすい。 したがって個人的にB案に賛成します。	紀平		淀	
215	p.4-16		<コメント> 4 - 6 ダムのあり方は「B案」が判りやすい。	和田		淀	水質
216	p.4-16		<コメント> 4 - 6 ダムのあり方 「A案」「B案」は、「B案」	寺川	委	琵琶	水需ダム
217	p.4-16		<コメント> 4 - 6 「ダムのあり方」のなかで、A案とB案が示されているが、提示の仕方がB案の方が簡潔にまとめられ、要点も明確になっているが、A案の方は難解な文章で、要点が明確でないため、両者の内容を客観的に比較することは難しい。 したがって、A案をB案と同じような形で（１）基本的な考え方、（２）新規ダムについて、（３）既設ダムについて、（４）その他、の項目ごとにまとめなおしてほしい。	小林		琵琶	

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
218	p.4-16		<p><コメント> 以下の理由からダムも選択肢の一つであるという【A案】を支持します。</p> <p>ダムのあり方に関して、両論併記で2案が示されていますが、私は、猪名川のような都市河川においてはダムの効果は大きいと考えています。生態系への影響は回避できると思っています。</p> <p>両案ともダムの環境への影響を問題にされていますが、例えば一庫ダムによるメリットは、治水、利水でとくに大きく、建設時に予測できなかった下流への土砂の流出不足などのデメリットの部分も解決できる見通しがついています。なお、ダム湖の富栄養化による障害については、建設前より予測されていましたが、それを上回る治水、利水のメリットの部分を選んだはずです。</p> <p>治水・利水上、余野川ダムをつくることは問題がないと思いますし、土木的にも必要性もあるでしょうが、これまでの対応（建設側の）は必ずしも新河川法の精神を活かしたものであるとは言い難いところがあります。余野川ダムは本川につくられるダムでなく、農業用のため池のように支川に水を集める構造です。そのため、国土交通省の建設する大型ダムへの取り組みとは異なった対応がされてきたように推察しています。なぜなら、これまでのような里地の小さなダムは治水、利水上の視点より、地元優先で取り組まれてきた経緯があり、大きな意味での全体の生態系に対する評価が、学術的な立場から言えば欠けていると考えています。</p> <p>また、限りなく狭い大阪府域においては、北摂の地で十分に利用されていない土地の存在が市民の安心を大きく支えているのも事実で、そのような考えの人が多く住んでいる地域という認識も合わせて、計画立案した行政側と住民（直接恩恵に浴さない）との間にある自然環境に対する認識のずれを明らかにする必要があります。</p> <p>【B案】について、以下の問題があります。</p> <p>(1) 基本的な考え方 余野川ダムはダムを研究してきた立場からいえば非常に特殊なダムで、どちらかといえば土地改良区などの農業用水の貯水池の性格のようなダムです。世間で話題にのぼる大型のダムではありませんし、また本来大きな流れに位置していませんから、土砂の堆積とかダム湖ができることによって富栄養化問題は起こらないでしょう。ダムには限りなく多くのタイプがあり、それをまとめて議論する共通の話題はないと考えます。その上で余野川ダムを考えることが大切です。</p> <p>「安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失する」や「多様な生態系をもつ河川の自然環境を破壊してきた面があることも見逃すことができない。」という文節での「喪失」や「破壊」という表現は4.6以外では出てきません。「ダム操作による流況の安定化」や「多様な生態系をもつ河川の自然環境を改変してきた面があることも見逃すことができない。」というように表現を変えるべきだと思います。</p> <p>(2) 新規ダムについて 「ダムの必要性、緊急性、有効性があり、」という表現があります。この中でダムの緊急性ということに疑問を感じます。日本のダムは計画段階から完成まで長い時間をかけています。ダムを緊急に必要としても残念ながらその建設には時間がかかることから必要性、有効性と并列に挙げることはできないでしょう。むしろ時間がかかるからダムの建設については今後の気候変動など不確定要素も考慮のうえ判断しなくてははいけないと思います。</p>	森下	猪	水質	
【A案】							
219	p.4-16		<p><コメント> A案抹消</p>	田中 (真)	淀	ダム	
220	p.4-16		<p><コメント> [A案] 削除。(文章が分かりにくいので。)</p>	川端	琵琶		
221	p.4-16		<p><コメント> A案については検討中</p>	江頭	委	琵琶 水位 ダム	
222	p.4-16	7	<p>流況の持つ攪乱作用を低下させるなど、河川の持つ多様な 本来の 生態系環境に を失わせるなどの影響を及ぼしていることも見逃すことができない。</p> <p><コメント> 「新・生物多様性国家戦略」をふまえる必要がある。</p>	鷲谷	委		

頁	行数	修正後 (追加:ゴシック+下線、削除:ゴシック+取消線、コメント対応:ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所属		
				委員会	部会	WG
【B案】						
223	p.4-17	<p><コメント> 4 - 6 ダムのあり方 B案修正意見</p> <p>1、ダムのコスト面を入れる。 1994年アメリカ合衆国の水資源開発担当部局である内務省開拓局のピサード総裁が発表した「ダム行政を建設から中止あるいは撤去へ」の政策転換の理由の第1は、建設および運転にかかる莫大な経費（コスト）にあった。わが国においてもこれまでにダム建設に費やされた予算は膨大で、年間3兆円近い予算が治山治水関連に費やされてきた。 一方で、長引く不況と経済低迷からの回復の明確な兆しはまだ見えていない。このような状況下で、平成14年4月1日には「行政機関が行なう施策の評価に関する法律」が施行され、事業実施による便益とそれに要するコストを比較する、費用便益分析が義務付けられるようになった。ダムもこの例外ではありえない。 また、これまでの事業実施に際し、利水すなわち需要予測に関しては、既に多くの事例で当初予測が「水増し」あるいは過剰予測であったことが明らかになっている。 また、「治水」はかつて人命にかかわる問題であったことは事実であるが、昨今では適正な観測技術の進歩によって、決壊による被害は「家屋の浸水・倒壊」など、財産権的なものに抑えられている。そうであれば、自然への圧力というコストを抜きにしても、財産権の損害とダム建設およびその運用コストを比較分析する手法をとるのは容易である。</p> <p>2、ダム建設の是非を決める場合に本当に「関係住民」の合意で足りるのか。 これまでのダム建設では、地元住民の合意は殆ど取り付けられてきた。ダムが建設されるのは多くの場合、いわゆる過疎地域である。過疎対策になるといわれれば、誰も反対できなかった。実際ダム建設が過疎対策にはつながらないと知りつつも、狭い村社会で生きる「関係住民」が正面から「反対」を唱えることはかなり難しく、その状況は今後もそう変化しない。このような場合には、「関係住民」の合意は危険性をはらんでいる。むしろ狭い関係住民ではなく、地域を限定しない幅広いコンセンサスの取得にすべきである。</p> <p>3、NGOの積極的役割について。 ダム行政の転換を求める全国の運動を息長く引っ張ってきたのはNGO・NPOである。今や日本のNGO・NPOは専門家集団を含めてその層はかなり厚く、行政と対等、もしくはそれ以上の知識や情報を蓄積している。このようなNGO・NPOの力をもっと積極的に評価して、計画段階から参加させるべきである。</p>	寺川	委	部	水需 ダム
		<p>下記の修正案が寄せられました。 4 - 6 ダムのあり方</p> <p>(1) 基本的な考え方 わが国では、治水、利水、発電等を目的として、すでに多くのダムが全国の河川に建設され、これらが生活の安全・安心の確保や産業・経済の発展に貢献し、その役割はこれからも重要と考えられる。 しかし、自然環境保全の観点から、ダムは、河川の水質や水温に影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失するなど、多様な生態系をもつ河川およびダム周辺の自然環境に不可逆的な悪影響をもたらしている。 さらに、地域住民のくらしという観点から、ダム建設は、「河川」や「水」という「地域共有の公的資産」を地域住民から収奪し、地域社会の分断・崩壊、地域の歴史・文化の消失、祖先の墳墓の喪失などコミュニティそのものを消滅させてしまうため、地域住民に及ぼす影響は測り知れないものがあり、ダムにより犠牲を強いられる上流域の人々と利益を得る下流域の人々との間に大きな不公平が生じている。</p> <p>従って、今後この水系における新たなダムの建設は原則として抑制すべきである。 また、治水および利水の観点からは、それぞれ「水害の連鎖からの脱却」および「自然環境を重視した水需要管理」という新たな理念に沿って、ダムのあり方についての抜本的な見直しを求める。 なお、今後の地球温暖化による気候変化や社会情勢の変化といった不確定要素などについては順応的に対応するものとする。 堰あるいは発電用・農業用等のダムについても、上記に準じた取り扱いが必要である。</p>				水需

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
224	p.4-17		<p>(2) 新規ダムについて 新規ダムは、新たな治水・利水・河川環境の理念に沿ったうえで、次の判断基準に基づき、徹底した情報公開と説明責任を果たし、関係住民の合意を含む社会的合意が得られた場合にかぎり認められるものとする。 1. 実行可能な各種の代替案について検討し、ダム以外に有効な方法がないと確認されたこと。 2. ダムの建設に必然性、必要性および有効性があること。 3. 自然環境への影響に充分配慮した上で経済性にも優れていること。 4. 自然環境への影響が真に止むを得ない程度であること。 なお、新規ダムを建設しようとする場合、ダム事業者は、計画段階から住民が建設の適否を判断するために必要な情報を公表するとともに、十分に理解できるよう説明しなければならない。 計画・工事中のダムについても、新規ダムに準じた取り扱いをするものとする。</p> <p>(3) 既設ダムについて これまでに建設されたダムは、治水・利水・発電等の面で一定の役割を果たしており、将来においてもその役割は消失するものではない。しかし、自然環境に重大な影響を与えているダムあるいは機能を低下・喪失したダムについては、撤去から存続にいたる幅広い検討を行い、存続させる場合には、ダム機能の回復をはかる、あるいはダム湖の水質改善対策、選択取水機能の追加、生態系・土砂の連続性の回復等を実施して自然環境への影響の軽減をはかる必要がある。とくに、ダムへの堆砂は、河床低下や海岸侵食をもたらすため、早急な対策が必要である。 また、河川の基本的特性の一つである攪乱機能を補償するため、ダムからの放流操作についてはできるだけ自然の流況に近づけるための弾力的運用が必要である。</p>	川上	委	淀	一般水質
(1) 基本的な考え方							
225	p.4-17	7	<p>しかし、ダムは、河川の水質や水温に影響を及ぼすほか、深い谷筋の生物多様性を喪失し、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失するなどにより、多様な生態系をもつ河川の自然環境を破壊してきた面があることも見逃すことができない。 <コメント> ダム上流部の生態系の保全に留意する必要がある。谷筋の河川とそれを取り巻く森林の相互に依存しあう複合生態系の生物多様性は きわめて貴重であると考えられるので。</p>	川端		琵琶	
226	p.4-17	7	<p>しかし、ダムは、河川の水質や水温に影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失する<u>低下させる</u>などにより、多様な生態系をもつ河川の自然環境を破壊 <u>改変</u>してきた面があることも見逃すことができない。</p>	江頭	委	琵琶	水位ダム
227	p.4-17	8	<p>ダムは、河川の水質や水温に影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失するなどにより、多様な生態系をもつ河川のおよび現存する自然環境を破壊してきた面があることも見逃すことができない。</p>	本多		猪	ダム
228	p.4-17	8	<p>安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失するなどにより、多様な生態系をもつ河川の自然環境 <u>本来の生態系と生物多様性を破壊</u>してきた面があることも見逃すことができない。 <コメント> 「新・生物多様性国家戦略」をふまえる必要がある。</p>	鷲谷	委		
229	p.4-17	9	<p>多様な生態系をもつ河川の自然環境を破壊してきた面があることも見逃すことができない。さらに、<u>莫大な経費を費やす</u>。</p>	寺川	委	琵琶	水需ダム
230	p.4-17	10	<p>このため、河川環境の観点からは、自然環境に及ぼす影響が大きい<u>ため</u> <u>く</u>、<u>かつ</u>、<u>膨大な予算がかかるため</u>、<u>ダムの建設はできるだけ抑制するべきである</u>。—は原則として採用しない。</p>	寺川	委	琵琶	水需ダム

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所 属		
				委員会	部会	WG	
231	p.4-17	10	ダムの建設はできるだけ抑制するべきである—原則的に認めない。 <コメント> 淀川部会での中間とりまとめに提言されており、又、ダムワーキングにおいても「原則的に認めない」が多数であった。何度も議論を重ねてきた意向を変更される事は民主的とはいえない。 この委員会でのダム開発の位置づけは、もっとも大切な問題である。従来の近代整備における近代技術で川を操作していくのか広い面でとらえた自然志向の回復に脱却するのか。「河川に生かされる」の理念に基づけば後者であろう。	田中 (真)		淀	ダム
232	p.4-17	10	ダムの建設はできるだけ抑制を原則とするべきである。	谷田	委	淀	水位
(2) 新規ダムについて							
233	p.4-17	15	計画・工事中のダムについても、新規ダムに準じた取り扱いをするものとするし、その必要性、有効性、経済性、および自然環境への影響について見直しを行う。変更するにあたっては関係住民と十分な協議を行い理解を得なければならない。	寺川	委	琵琶	水需 ダム
234	p.4-17	17	新規ダムは、地域特性を踏まえるとともに、河川環境保全の観点ならびに新たな治水および利水の理念に沿ったうえで、	谷田	委	淀	水位
235	p.4-17	20	また、ダムの必要性、緊急性、短期的長期的視野にたった経済的有効性があり、自然環境への影響が真に止むを得ない程度であるとの社会的合意があり、 <コメント> 多額の税金を使った事業であるから。	川端		琵琶	
236	p.4-17	20	また、ダムの必要性、緊急性、有効性があり、自然環境への影響が真に止むを得ない程度であるとの社会的合意があり、	江頭	委	琵琶	水位 ダム
237	p.4-17	21	ダムの必要性、緊急性、有効性があり、自然環境への影響が真に止むを得ない程度であるとの社会的合意があり、かつ、すべての受益者を含む関係住民の合意が得られた場合に、ダム建設を実施するものとする。	寺川	委	琵琶	水需 ダム
238	p.4-17	24	新規ダムを建設しようとする場合、ダム事業者は、計画段階から住民が建設の適否を判断するに必要な情報を公表するとともに、NGO・NPOとも協議を行い十分に理解できるよう説明しなければならない。	寺川	委	琵琶	水需 ダム
239	p.4-17	下から 14行目	ダム以外に有効な方法がないと確認された場合にかぎり、認められるものとする。 <コメント> 確認の主体は誰か、事業者なのか、それとも、第3者機関なのか？住民意見は尊重されるのか？	畚野		猪	一般
240	p.4-17	下から 7行目	計画・工事中のダムについても、新規ダムに準じたの取り扱いをするものとする。	本多		猪	ダム
241	p.4-17	下から 7行目	計画・工事中のダムについても、新規ダムに準じた取り扱いをするものとする。 しかし、計画・工事中のダムについては、それらの事業計画によって最も大きな影響を長期的にうけざるをえない「受益当事者」と「受苦当事者」を特定し、それぞれの当事者性の経緯と現状、将来方向とを十分に加味した配慮が必要である。	嘉田	委	琵琶	一般
(3) 既設ダムについて							
242	p.4-17	下から 5行目	わが国—淀川流域—の河川には、すでに多くのダムが建設され、	谷田	委	淀	水位
243	p.4-17	下から 3行目	ダムへの堆砂等により、その機能を低下あるいは喪失したダムおよび堰 もある。	谷田	委	淀	水位
244	p.4-17	下から 3行目	わが国の河川には、すでに多くのダムが建設され、治水・利水・発電等の面で一定の役割を果たしており、将来においてもその役割は消失するものではない。しかし、ダムへの堆砂等により、その機能を低下あるいは喪失したダムもある。これらについては させることもあり、その場合は、ダムの機能回復から撤去にいたる幅広い検討が必要である。	江頭	委	琵琶	水位 ダム

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所 属		
				委員会	部会	WG	
245	p.4-17		4-6 ダムのあり方 B案 (3)既設ダムについて以下を加える。 「 <u>水需要管理や発電水利権の調整・見直しによって既設ダムの利水上の重要性を低下させるとともに、水系ダム間の役割見直しや容量再編などによる治水・利水効果の総合的調整を行い、一部の多目的ダムを治水目的のみを担うダムに転換することも検討する。</u> 」 <コメント> 4-6 ダムのあり方 の内容について述べます。 ダムの主要機能である「貯水」が、水質面などの問題を生じさせています。その軽減には、洪水時以外には水を貯めない、すなわちダムの利水機能を放棄し治水機能だけにする、ということが考えられると思います。洪水時以外に貯水しないことは、堆砂問題への対処もより容易にするのではないかと考えます。そこで、今回の提言で、水需要管理が強く打ち出されていることを踏まえ、提案します。 なお、多目的ダムの治水ダム化までは不可能であるとしても「水系ダム間の役割見直しや容量再編などによる治水・利水効果の総合的調整を行う」というA案の内容は、B案にもとりこむべきと考えます。	原田		淀	
246	p.4-18	3	生態系の連続性の回復(魚道の設置等)などを実施し、	江頭	委	琵琶	水位 ダム
247	p.4-18	3	生態系の連続性の回復(魚道の設置等 <u>例えば魚道の抜本的改善</u>)などを実施し、 <コメント> 木津川の高山ダム直下では毎春、ダム直下でアユ白魚(稚魚)が流下し、冷水病感染して直ぐ全滅している現象は、ダム上流から秋に流下することが出来ずダム内で産卵するのだが、ダム内で冷水病に種苗まで感染しているわけで、ダムによるアユ遡上・流下が甚しく阻害されていること、アユに冷水病の汚染を拡げていることを考えると、他の水棲生物にも多大の影響が生じていないか案じています。	倉田	委	琵琶	ダム
248	p.4-18	3	生態系の連続性の回復(魚道の設置等)などを実施し、 <コメント> これだけでは不足なので	谷田	委	淀	水位
249	p.4-18	9	今後の社会の動向や地球温暖化問題といった多くの不確定要素のもとで、 <u>国民一人一人が、自ら真剣に考え</u>	江頭	委	琵琶	水位 ダム
4 - 7 住民参加のあり方							
250	p.4-19	2	行政は従来の職能的な専門家の意識から住民の生活感覚に密着した立場の意見を積極的に採り入れることのできる新たな専門家としての意識へと転換する必要がある。 <コメント> 意味不明瞭「行政」と「住民」だけでは不十分。「科学者」	谷田	委	淀	水位
251	p.4-19	15	この場合も河川管理者、住民の双方がお互いの責任、役割分担、費用負担等のルールを取り決める必要がある。 <u>河川管理者はパートナーシップを具体化し、共有認識を高めるために河川条例を定めることも必要である。</u> 合意形成の基本は、 <コメント> 上流部の河川保全の視点が全体的に弱い。残されている自然豊かな川の保全の具体策が欠けている。実状は林地開発が行われ流域沿いに産業廃棄物、焼却場などで自然河川が改変されている。これに歯止めする事ができていない。又、住民の川に対する認識も低い。行政と住民がパートナーシップで開かれた川づくりを目指すのであれば、共有の認識を高めるためにも具体策として河川条例を定める事も必要である。河川法の主軸に環境が加わり「自然に近い川づくり」であるならばなおさら必要である。	田中 (真)		淀	ダム
252	p.4-19		<コメント> (1)と(2)の間に「住民意見の取り上げ方(反映方法)」が必要ではないか。 (文案)住民団体、地域‘組織’等のみでなく、組織化されていない住民の意見に配慮して、住民の意見を把握して、計画に反映させる必要がある。	水山	委	琵琶	
(1) 情報の共有と公開							

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
253	p.4-19	20	河川管理者は、河川に関する基礎情報を普段からわかりやすく公開するとともに、 <コメント> 社会的なものも advanceなものも公開が原則	谷田	委	淀	水位
(2) 住民との連携・協働							
1) 住民団体・地域組織等との連携							
254	p.4-20		「組織化されていない住民の意見に配慮する。」 「組織化されていない住民との連携にも努める。」 を入れる	水山	委	琵琶	
2) 河川・環境学習の推進							
255	p.4-20	26	子どもたちが川で遊んだり、危険な状態を意外性をもって学んだり、防災訓練を行ったり、	谷田	委	淀	水位
3) 川の守り人(仮称)、流域センター(仮称)の設置							
256	p.4-21	3	3)川の守り人(仮称)、流域センター(仮称)の設置 <コメント> 委員会で提言すべきではない。	水山	委	琵琶	
流域センター							
257	p.4-21	10	将来的には、川の守り人のような、地域に根ざした新しい「河川管理」者の活動拠点として、「流域センター」のを創設することを提案する。	村上		琵琶	水位 一般
258	p.4-21	15	一般からの意見聴取、様々な情報収集等を図るための仕組みを構築し、河川と地域の課題に関する	和田		淀	水質
259	p.4-21	16	見直すべきかどうか等について確認する機関を設置することを、現在の流域委員会を もとに検討する。ただしこのような機関は設置のプロセスや出資形態がその後の成果を大きく左右する。設置・運営においては住民に開かれた議論、参加機 会の平等などが重要である。	村上		琵琶	水位 一般